

令和2年7月28日改訂

保護者様

安城市立桜井小学校

## 暴風警報・暴風雪警報および特別警報が発表された場合の児童の登下校等について

本校では、暴風警報・暴風雪警報・特別警報等が「安城市域」を対象に発表された場合、下記のように対応しておりますので、ご理解の上ご協力くださいますようお願いいたします。

記

### 【暴風警報・暴風雪警報発表時における対応】

#### 1 児童の登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行いません。

※上記(1)の場合においても、道路の冠水、河川の増水等の危険が残る場合があります。登校が危険なときは、登校を見合わせても構いません。その際は、必ず学校へご連絡ください。この場合は遅刻・欠席扱いとはなりません。

#### 2 児童の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- (1) 気象および通学路の状況等を判断して児童が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
- (2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断される場合は、保護者引き渡しによって下校させることとなります。その際は、学校ホームページ・緊急配信メール、欠席連絡アプリ(tetoru)において引き渡し方法を含めて保護者にお知らせするとともに、お迎えがあるまでは学校で保護・待機させます。

## 【特別警報発表時における対応】

### 1 児童の登校する以前に愛知県内に特別警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とします。
- (2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とします。

なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページ・緊急配信メール、欠席連絡アプリ（tetoru）によりお知らせします。

### 2 生徒の登校後に愛知県内に特別警報が発表された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、校内にて生徒の安全を確保します。
- (2) 保護者への引き渡しを安全に行えると判断するまでは、学校で保護・待機させます。

なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ホームページ・緊急配信メール、欠席連絡アプリ（tetoru）によりお知らせします。

## 【強風注意報・大雨警報等、前述の警報等が発令されていない場合における対応】 安城市に暴風警報・特別警報が発令されていない状況でも、強風・大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 名古屋地方気象台から発表される強風・大雨等その他異常気象に伴う注意報や警報、注意情報等の気象情報、道路や橋の破損、冠水、局地的な豪雨等、災害や気象、通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合があります。また、学区の地理的状況等により、一部地域の児童に対して、休業や授業の中止等を決定することもあります。
- (2) 学校からの指示がない場合においても、児童の安全を第一に考え、登校は、保護者で判断して構いません。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ずご連絡ください。この場合は遅刻・欠席扱いとはいたしません。

## その他

- ・大きく状況が変わったときには、学校ホームページ・緊急配信メール、欠席連絡アプリ（tetoru）によりお知らせします。（災害発生規模等により、遅延が起きる場合があります）
- ・安城市に、暴風警報や特別警報が発令されているかどうかは、気象庁のホームページ、テレビのデータ放送やラジオなどのメディアを通じてご確認ください。

（問い合わせ先：桜井小学校 教頭 電話：0566-99-2201）